

空き家等対策庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 空き家等の対策に取り組む市町村を支援することを目的とし、庁内関係課で情報と課題を共有し連絡調整を図るため、空き家等対策庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に関連する業務に関すること
- (2) 空き家等対策についての情報の収集に関すること
- (3) 空き家等の問題が複数の担当部署に跨がる場合の調整に関すること
- (4) その他必要な事項

(構成等)

第3条 連絡会議の構成員は、別表の構成員をもって組織する。

- 2 連絡会議には、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 連絡会議の事務局は、県土整備部住宅対策室に置く。

(連絡会議)

第4条 連絡会議は、事務局が招集し、これを主宰する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営等に関し必要な事項は、連絡会議での協議により定める。

附則

この要綱は、平成27年1月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(別表) 空き家対策庁内連絡会議 構成員

部局等	所属及び職名	備考
知事政策局	① 政策企画グループ	総合調整
	② 二拠点居住推進グループ	定住・二地域居住
総務部	③ 市町村課	税制等
防災局	④ 防災危機管理課	防災
福祉保健部	⑤ 健康長寿推進課	利活用
	⑥ 衛生薬務課	動物(ペット)
子育て支援局	⑦ 子育て政策課	利活用
環境・エネルギー部	⑧ 環境整備課	廃棄物
	⑨ 自然共生推進課	鳥獣
農政部	⑩ 農村振興課	農村活性
県土整備部	⑪ 都市計画課	市街地
	⑫ 景観まちづくり室	景観
	⑬ 建築住宅課	安全
	⑭ 住宅対策室	事務局
警察本部	⑮ 地域課	防犯
	⑯ 生活安全企画課	防犯